

はしがき

本書は、「委任状」の作り方を具体的に説明する本です。「委任状」の作り方はどうしたら分かるのでしょうか。一つの方法は、スタンダードな見本を見ることです。もう一つの方法は、社会にある具体例をいくつか見ることです。これらを行えば、委任状に何を書くのかが分かるでしょう。本書では、**第3章**と**第5章**にこれらを載せています。

しかし、それだけでは、なぜそれを委任状に書くのかの理由や、委任状の法的意味が分かりません。本書では、「委任状」作成の前後に隠れている状況を知っていただくことで、「委任状」の役割や、記載する内容の意味を具体的に理解していただき、その上で委任状を作成していただきたいと考えました。これが本書作成の動機です。

「委任状」というものは、日常生活や仕事の中で、ときどき使う場面に出会います。役所や銀行、専門士業などから必要だと求められることがあります。「委任状」はどんな場面で、なぜ必要なのでしょう。「委任状」はどんな役目を果たすのでしょうか。「委任状」には何を書けば良いのでしょうか。なぜそれを書かなければならないのでしょうか。「委任状」で気をつけることは何でしょう。これらの疑問に対して、「委任状を作ろうとする背景に隠れているもの」と「作った委任状自体に隠されているもの」を明らかにしながら、具体的にその回答を説明する。これが本書の作成の目的です。

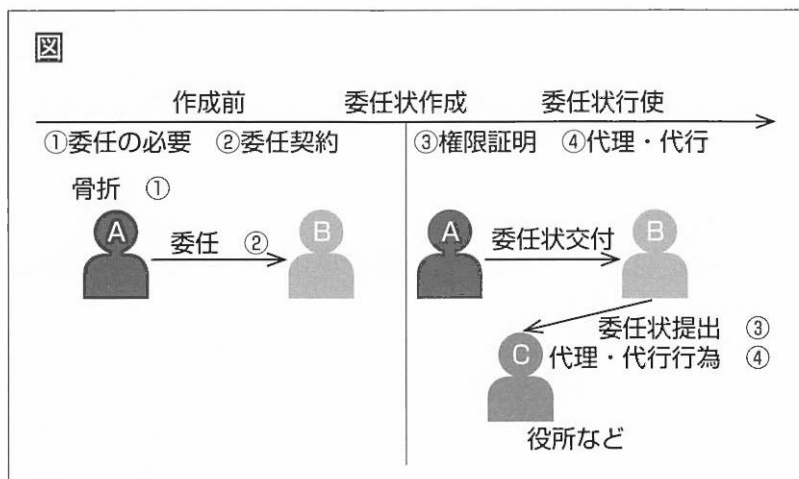
まず「**委任状を作ろうとする背景に隠れているもの**」＝「委任状作成前の状況」です。これは「委任状が必要な具体的場面」であり「**委任契約**」にはかなりません（次ページの図参照）。本書ではこれらの点を、委任者と受任者の**2者の関係**として、**序章**、**第1章**で具体的に詳しく説明しています。

次に、「**作った委任状自体に隠されているもの**」＝「委任状行使の役割」です。これが「委任状の権限証明機能」であり、「代

理・代行」にほかなりません。本書ではこれらを、委任者・受任者（内部関係）のほかに、委任状を使う相手となる第三者（外部関係）を含めた、**3者の関係**として（図参照）、**第1章**と**第2章**で具体的に説明しています。

第3章に**委任状記載の見本**を、**第5章**に社会にある**委任状の具体例**を載せたことは先に述べたとおりです。このほかに、**第4章**として参考となる**判例**を載せました。

以上が本書の構成です。



本書の作成に関しては、企画段階から多くのご助言を下された西岡攻氏、士業の委任状に関して資料を寄せていただいた浅川正雄氏、伊藤浩氏、杉本由美子氏、塚田育子氏など士業の方々、企画・編集から発刊に至るまで丁寧に取り扱っていただいた株式会社日本法令の伊藤隆治氏、執筆の補助をしてくれた江口大三郎弁護士など、多くの皆様のご協力をいただきました。ここに深く感謝いたします。

令和7年5月吉日

弁護士 江口 十三郎

序 章 9

1 現代あるあるストーリーと委任状 10

① 生活にかかる現金費用のための預貯金の引出し ... 10

② 不動産の売却と施設への入居 11

③ 専門家への依頼 11

 コラム 家族によるキャッシュカードの使用 12

2 本書利用のためのQ & A 13

第1章 委任状と委任契約（総論1） 15

1 「委任状」とは何か 16

(1) 委任状が必要な場面 16

(2) 委任状の機能→権限証明機能 17

2 委任状の定義→機能のまとめ 19

 コラム 法令条文と委任状 19

3	委任状を渡す前提状況→委任契約関係	21
----------	--------------------------	----

4	「委任契約」と「委任状の記載」との関係	24
----------	----------------------------	----

	コラム 意思表示と契約	25
---	-------------	----

5	「委任契約」とは何か	28
----------	-------------------	----

(1)	契約の類型化（契約の種類）	28
(2)	「役務提供型」の契約の中の異同	29
(3)	「委任」という契約類型の特徴と留意点	30

6	委任契約の法律関係	31
----------	------------------	----

(1)	狭義の委任契約と広義の委任契約	31
①	狭義の委任契約の例	32
②	準委任契約の例	32
(2)	委任契約の効果（法的効力の具体的内容）	32
(3)	委任契約の終了	33

	コラム 法律行為と事実行為	34
---	---------------	----

第2章 委任・代理・代行の違い（総論2） 37

1	委任と代理の違い	38
----------	-----------------	----

2 代理と代行の違い 42

📄 コラム 無権代理と表見代理 43

📄 コラム 遍在する代理権限の表象
～いつでもどこにでもある代理の不思議～ ... 46

第3章 委任状の作り方（各論1） 49

1 委任状の記載事項 50

(1) タイトル 50

(2) 委任者と受任者の氏名・住所 50

(3) 権限付与文言 52

(4) 委任事項 52

(5) 作成年月日 53

(6) 委任者の署名（記名）・押印・住所 54

(7) 委任状の記載事項と具体例 54

📄 コラム 代筆による委任状 55

2 委任状の記載事項を欠いた委任状の効力 ... 58

(1) 未完成（作成途中）のため記載未了のとき 58

(2) 記載事項の一部を書き忘れたとき 59

📄 コラム 白紙委任状と白地部分の補充 59

📄 コラム 訂正印と捨印 63

第4章 委任状に関する裁判例と解説 (各論2) 65

- 1** 委任状作成の意思と委任事項に関する記憶との関係 66
- 2** 委任状の署名の代行、委任者の委任意思の確認と委任状の効力 68
- 3** 委任状の委任事項の記載文言と受任者の行動等との関係 72
- 4** 委任状に複数の委任者が同じ印鑑を使って押し印影が同じである場合の委任状の有効性 74
- 5** 委任状の形式と委任者の意思との関係で形式を重視した事例 78
- 6** 委任状に押された実印の保管状況や署名の筆跡と委任状の効力 80
- 7** マンション管理組合の総会決議を議長に一任したとみなす出欠票の効力 82
- 8** 受任者欄空欄の白紙委任状の効力 85

第5章 委任状の具体例（各論3）..... 89

1 分類..... 90

◆委任状を用いる場面◆

- (1) 国に提出する委任状..... 91
- (2) 都道府県・市町村に提出する委任状..... 94
- (3) 士業（弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、
行政書士、建築士、土地家屋調査士）に対する委任状
..... 99
- (4) 民間企業等に提出する委任状..... 103

2 委任状の具体例（サンプル）集..... 107

- 委任状の具体例 1** 自動車登録の手続き（国土交通省）... 107
- 委任状の具体例 2** 年金の加入期間、見込額、各種再
交付手続き等（日本年金機構）..... 108
- 委任状の具体例 3** 放送法・有線電気通信法に基づく
届出に関する権限（総務省）..... 110
- 委任状の具体例 4** 公印確認申請（外務省）..... 111
- 委任状の具体例 5** 出入国在留管理（法務省）..... 112
- 委任状の具体例 6** 介護保険被保険者証の交付申請等
（地方自治体）..... 113
- 委任状の具体例 7** 住民票の写し等請求・住民異動届
（地方自治体）..... 114
- 委任状の具体例 8** 戸籍謄本等請求等（地方自治体）... 115
- 委任状の具体例 9** 印鑑登録申請等（地方自治体）..... 116

委任状の具体例 10	納税証明書の請求等（地方自治体等）……………	117
委任状の具体例 11-1	代筆の場合その1（地方自治体） （住民票・戸籍等の請求等）……………	118
委任状の具体例 11-2	代筆の場合その2（地方自治体） （住民票・戸籍等の請求等）……………	119
委任状の具体例 11-3	代筆の場合その3（地方自治体） （印鑑登録に関する手続き）……………	120
委任状の具体例 12	弁護士 訴訟等法律事務の委任 ……	121
委任状の具体例 13	司法書士 登録事務等の委任 ……	122
委任状の具体例 14	税理士 税務代理の委任 ……	123
委任状の具体例 15	社会保険労務士 年金届出書等の 委任 ……	125
委任状の具体例 16	行政書士 自動車保管場所に関する 申請等の委任 ……	126
委任状の具体例 17	建築士 建築確認申請等の委任 ……	127
委任状の具体例 18	土地家屋調査士 地積調査に伴う 境界確認の委任 ……	128
委任状の具体例 19	不動産売買の委任 ……	129
委任状の具体例 20	金融機関への委任状（三菱UFJ 信託銀行の例、記載例付）……………	130
委任状の具体例 21	金融機関への委任状（ゆうちょ銀行 の例、記載の仕方付）……………	132
委任状の具体例 22	通信事業者への委任状（NTT西 日本の例、記載の仕方付）……………	134
委任状の具体例 23	通信事業者への契約手続の委任状 （au／UQモバイルの例、記載方法 付）……………	135
委任状の具体例 24	民間企業の株主総会の案内と議決権 行使の委任状 ……	136

序 章

1

現代あるある ストーリーと委任状

83 歳になる妻の姉（義姉）から妻に電話が入った。

「怪我して手術を受けるのに立会人が必要なので、来てもらえないか」との内容だった。父親は早くに亡くなり、義姉は実家で 70 歳のとき母親を看取り、それから実家で年金による一人暮らしとなっていた。

妻は仕事を調整し、新幹線で 6 時間かけて郷里の病院に駆けつけた。

3 日後に帰宅した妻の報告では、「雪景色を撮るために滑り台に登って撮影していて、バランスを崩して落ちて大腿骨骨折。医者の話では検査の結果、末期癌も見つかり、治療は難しいとのこと。姉は、歩けるようにはなりたいがもう十分生きてきたから、癌の治療はしたくないと話している」とのことだった。

それから 1 か月近くの入院生活の後退院したが、体調も優れず寝たり起きたりが続いている。妻は何度か出向き世話をしているが、自分の仕事もあり遠方なので、付きっきりとはいかない。

義姉と妻とは今後について、以下の 3 点を話し合った。

① 生活にかかる現金費用のための預貯金の引出し

妻が義姉を訪ねたときに、少額については銀行の ATM でキャッシュカードを使って義姉の代わりに引き出し、高額の引出

しについては取引先金融機関の窓口に行き、義姉の委任状を出して対応する。

② 不動産の売却と施設への入居

義姉は実家を売却し、その対価で施設に入居する。義姉は自分で動くのは難しいので、妻かその夫である私が代理人として売却手続きを進められるように、委任状を作成して売買取引を進める。契約や登記のための役所での義姉の印鑑登録証明書の取得など必要書類の取得にも委任状で対応する。

③ 専門家への依頼

預金の引出しと不動産の売却について上記①②で動いてみて、不都合があれば弁護士に対し、不動産の売却と義姉の財産管理などを委任し、その後の成年後見も相談する。不動産売却のために土地の測量や境界確定が必要なら土地家屋調査士に委任する。不動産売却に伴う登記手続は司法書士に委任する。その際に実家の不動産登記名義が亡義母のままであれば、義姉への相続登記も委任する。

この3点について、実行していくことになった。

さて、このストーリーに出てくる委任状はどのようなものでしょうか。

- ① 銀行に提出する、預金引出しのための委任状（**具体例 20・21**〈130・132 ページ〉）
- ② 買主や仲介業者に示す、不動産売却手続代理のための委任状（**具体例 19**〈129 ページ〉）

- ③ 役所に提出する、印鑑登録証明書申請・取得のための委任状（**具体例 9** 〈116 ページ〉）
- ④ 弁護士に不動産売却や財産管理などを委任するための委任状（**具体例 12** 〈121 ページ〉）

具体例 12 は訴訟用ですが、事件および委任事項が不動産売却や財産管理の具体的な記載になります。

- ⑤ 土地家屋調査士に測量等を委任するための委任状（**具体例 18** 〈128 ページ〉）
- ⑥ 司法書士に登記手続を委任するための委任状（**具体例 13** 〈122 ページ〉）

などです。

これらの委任状は、どのようなもので、どう作るのでしょうか。そもそも、なぜ必要なのでしょうか。

本書はこれらの手がかりを提供します。

上記③～⑥の委任状の具体例は、**第5章 2**で上記具体例番号を参照してください。



コラム 家族によるキャッシュカードの使用

このストーリーの中で、妹が姉に頼まれて姉のキャッシュカードを代わって使う話が出てきますが、金融機関との契約では家族を含めた第三者にキャッシュカードを使わせることは禁止されていて、家族が勝手に使ったときも金融機関は責任を負わない規約になっている場合が一般的です。家族がキャッシュカードで下ろしたい事情がある場合は家族用の代理人キャッシュカードを作成することが金融機関との正規の手続きです。

本書利用のためのQ & A

委任状の何が知りたいですか？

委任状とは何かを知りたい。

- ➔ 第1章 **1**「委任状」とは何か、同**2**委任状の定義 → 機能のまとめへ 〈16・19ページ〉

委任状がなぜ必要かを知りたい。

- ➔ 第1章 **1**(1)委任状が必要な場面、同(2)委任状の機能 → 権限証明機能へ 〈16・17ページ〉

委任状を頼む人と頼まれる人との法律関係を知りたい。

- ➔ 第1章 **1**「委任状」とは何か 〈16ページ〉、同**6**委任契約の法律関係へ 〈31ページ〉

委任状をめぐる人の関係を知りたい。

- ➔ 第1章 **6**委任状を渡す前提状況 → 委任契約関係へ 〈21ページ〉

A 委任状の作り方の理由（なぜそう記載するか）を知りたい。

➔ 第1章 4「委任契約」と「委任状の記載」との関係へ〈24ページ〉

A 委任状の作成で気を付けることを知りたい。

➔ 第1章 5(3)「委任」という契約類型の特徴と留意点〈30ページ〉、第3章 2(2) ㊦コラム 白紙委任状と白地部分の補充〈59ページ〉、第2章 2 ㊦コラム 無権代理と表見代理へ〈43ページ〉

A 委任状で頼まれた人の立場や権限を詳しく知りたい。

➔ 第2章 1委任と代理の違い〈38ページ〉、同2代理と代行の違いへ〈42ページ〉

A 委任状の作り方（どう記載するか）を知りたい。

➔ 第3章 委任状の作り方へ〈49ページ〉

第 1 章

委任状と委任契約

(総論 1)

1

「委任状」とは何か

「委任状とは何か」ということを委任状が必要な場面で考えてみましょう。

(1) 委任状が必要な場面

自分（A）が体調不良（骨折）のため、Aに代わって家族（B）に、役所で書類を申請し受領してきて欲しいと考え、役所に「どうすればBが本人Aの代わりにできるか」を聞いたところ、委任状を持参するように言われました。



ここがポイント１・・・・・・・・・・・・・・・・

つまり、委任状が必要な場面とは、

- ① 自分（A）に代わって、誰か（B）に事務処理を頼みたい事情があること（事務処理の依頼）**図1**参照
かつ、
- ② Bが事務処理をするにあたって、AがBに事務処理を頼んだのでBに権限があることを、事務処理先（役所）に文

書で示して証明する必要があることです（権限証明の必要）。**図2**参照

図1 事務処理を頼みたい事情

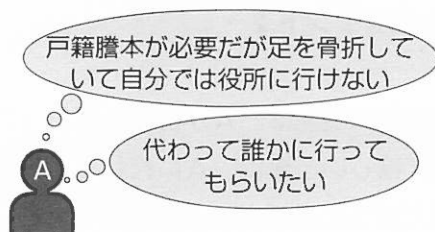
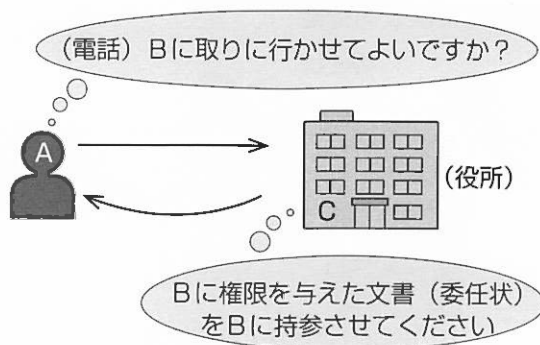


図2 権限証明の必要



(2) 委任状の機能→権限証明機能

このように委任状は、自分（A）の代わりに他の人（B）に事務処理を行ってもらうときにAがBに渡す文書であり、自分以外の人が役所に事務処理に行ったときに、Aに代わってBが行う権

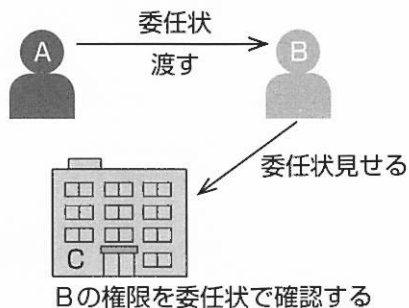
限の有無、AからBへの依頼の有無を、第三者（役所のC）が確認するための文書です。



ここがポイント2

そこで、委任状の機能は、Aが自分に代わって他の誰かに事務処理をして欲しいときに、Aに代わってBが事務処理を行う権限を第三者Cに証明することになります（委任状の権限証明機能、**図3**参照）。

図3 委任状の権限証明機能



このような権限証明のための文書であることを分かりやすくするために、「委任状」というタイトルを文書の頭に書くことになります（**第3章 1 図12**委任状ひな型@タイトル〈51ページ〉参照）。

<著者略歴>

江口 十三郎（えぐち じゅうさぶろう）

弁護士（江口法律事務所）

1989年 裁判官任官

1991年 裁判官を退官して弁護士登録（東京弁護士会）し、父である弁護士江口弘一が営む江口法律事務所に入所。

2004年 台東区法曹会幹事長（～2014年まで）

2006年 東京簡易裁判所調停委員（～現在）

2012年 台東区災害ネットワーク専門職会議代表委員（～現在）

2017年 明治大学兼任講師（明治大学法科大学院講師（～2018年まで）

2020年 東京民事調停協会連合会会長（～2021年まで）

2020年 公益財団法人日本調停協会連合会副理事長（～2021年まで）

2021年 公益財団法人日本調停協会連合会参与（～現在）